

○青山総務課長 定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。

本日は、嶋田委員長と丹野委員が御欠席でございます。

また、麻田専門委員、成川専門委員、山地専門委員が御出席されてございます。

山地専門委員は、委員会に初めての御出席でございますので、簡単に御紹介させていただきたいと思います。

山地専門委員は、前職のリオテントジャパン株式会社も含め、長年にわたって国際涉外案件に携わった御経験があり、また、個人情報を取り扱う民間企業のビジネスの実情にも精通していらっしゃいます。専門委員として、海外の個人情報保護制度や執行状況等の専門事項について調査を行っていただいております。

それでは、山地専門委員から御挨拶を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山地専門委員 ありがとうございます。

ただいま紹介いただきました山地でございます。約40年間にわたりまして、国内外の民間企業にて様々な経験をさせていただいております。その経験を是非この委員会に活かして、しっかりと実績として作り上げていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○青山総務課長 ありがとうございます。

本日は、委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、熊澤委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いしたいと存じます。

どうぞよろしく願いいたします。

○熊澤委員長代理 先ほど、御挨拶いただきました山地専門委員は、紹介がありましており、麻田専門委員及び成川専門委員並びに、本日は御欠席ですが、大島専門委員及び新保専門委員と同様に、国際関係等の専門事項について調査等を行っていただいておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから、第112回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つです。

まず、議題1「海外のデータ保護機関・国際的なプライバシー専門家等からの情報収集・調査等について」、山地専門委員から御報告をお願いします。

○山地専門委員 ありがとうございます。報告させていただきます。

個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増大する中、個人情報に関して、信頼性が確保されるデータフリーフローのための国際的な枠組みの構築を図っていくことが重要となっております。

これを踏まえ、当委員会では、私を含む5名の専門委員により、海外の個人情報保護をめぐる動向の把握や当委員会の取組等の情報発信を積極的に行っているところでございます。

私は、本年4月に任命されて以降、民間企業における実務経験等を活かし、個人情報保

護の専門家や海外当局の担当者と意見交換を行い、海外の動向を把握するとともに、積極的な情報発信を図ってきました。

本日は、お手元の資料に基づき、私を含む専門委員の活動により収集された情報等のうち、注目すべきものを紹介させていただきたいと思います。

まず、「1. 海外の個人情報保護をめぐる動向情報収集・調査」でございます。

資料1を御覧ください。

この資料では、関係機関や学識経験者等から寄せられた注目すべき発言を4つに分類しました。

「(1) 国際的なデータフロー関係」、「(2) GDPRを取り巻く状況」、「(3) CBPR関係」、「(4) 個人情報保護法制のあり方」でございます。

この中から特に興味深い発言を幾つか紹介させていただきたいと思います。

まず、「(1) 国際的なデータフロー関係」に関して、世界における多様な規制の相互運用及び信頼醸成を図ることの重要性が多くの関係者から指摘されるとともに、相互運用性を高めていくために、日本が果たす役割への期待が示されました。

「(2) GDPRを取り巻く状況」は、GDPR施行後、欧州のデータ保護当局の連携が強化されており、また、当局による調査においても、制裁を課すというよりも、事業者をフォロー、支援する雰囲気強いとの指摘がありました。

「(3) CBPR関係」については、消費者の信頼及び透明性の観点から、消費者からその存在が分からないGDPRの拘束的企業準則や標準的契約条項よりも、CBPRのほうが、メリットがあり得るとの指摘がありました。

「(4) 個人情報保護法制のあり方」についてですが、まず、漏えい報告等の件数が多いの国において増大しており、当局において様々な対応が行われていることがわかりました。

また、私自身が、本年5月に米国ワシントンDCにおいて開催された国際会議、IAPP Global Privacy Summitに参加した機会を捉えて、個人情報保護の専門家や海外当局の担当者等との意見交換を行い、その中で、EUではレギュレーションがハイレベルであるが、日本あるいは米国においては、レギュレーションとプラクティスが近いと言える。レギュレーションとプラクティスのギャップについて着目すべきとの指摘がございました。

「2. 当委員会からの情報発信等」としては、国際会議等の様々な場で、①本年1月に発効した日EU間の個人データ相互移転の枠組み構築、②APECのCBPRシステムの利用促進及び③信頼性が確保された個人データフリーフローのための国際的な枠組みの構築、それぞれに係る当委員会の取組を説明いたしました。

最後の「3. データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議への貢献」では、本年10月にアルバニアで開催される予定の第41回「データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議(ICDPPC)」に関する活動を紹介いたします。

私自身も、当該コミッショナー国際会議におけるオープン・セッションのプログラム諮問委員会に、本年4月よりメンバーの一人として加わっております。

当該諮問委員会では、プログラムのテーマ等について議論されておりましたが、私は、アジア太平洋地域に属する日本としての立場を活かして、会議内容がバランスのとれたものになるように積極的な提案等を行いました。

以上が、私を含む専門委員の情報収集・調査及び情報発信に係る活動の概要であります。

引き続き、積極的な情報収集、情報発信を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○熊澤委員長代理 どうもありがとうございます。

引き続きまして、麻田専門委員と成川専門委員からも、御発言をいただきたいと思います。

まず、麻田専門委員、お願いいたします。

○麻田専門委員 御紹介ありがとうございます。麻田でございます。

私からは、個人情報保護法24条指定及び様々な国際会議に出席させていただいたことについて、報告申し上げます。

まずは一昨年、特に昨年が中心になりますが、24条指定の調査のために欧州各国のデータ保護機関を回りました。非常に大変な作業ではありましたが、EUあるいは関係諸国の考え方ですとか実情あるいは連携、こういうものが非常に理解できるようになりまして、非常に有意義な調査であったと感じております。

本年1月に日本とEUの間の個人データ相互移転の枠組みが発効したのは、非常に感慨深いことです。

それから、昨年10月には、ベルギーのブラッセルで「第40回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議」が開催されましたが、当委員会でもサイドイベントを企画いたしました。このモデレータをいたしました。そこでの様々な議論が、本年、当委員会主催の「アジア太平洋プライバシー機関フォーラム」における議論にも繋がりました。

また、本年6月に香港で開催されましたプライバシーの専門家が参加する国際会議に出席いたしました。これも議論に弾みを更につけることができたのではないかと考えております。

加えて、そのときは、日EUの個人データ相互移転や、先ほどの御紹介にあったCBPRについても参加しているということで、日本に対して様々な質問が寄せられて、各国のデータ保護機関の幹部とも非常に有益な意見交換も行いましたが、各国の日本に対する関心が非常に高いものであることを感じ取りました。先ほど、山地専門委員がおっしゃったように、今後も当委員会として積極的に様々なことを発信して理解を深めていってもらうことが非常に重要だと考えている次第です。

以上です。ありがとうございました。

○熊澤委員長代理 どうもありがとうございます。

続きまして、成川専門委員、お願いいたします。

○成川専門委員 専門委員をやっております成川でございます。よろしくお願いいたします。

本年3月にブラッセルで第9回「欧州データ保護プライバシー年次会議」が行われまして、そこに私は登壇いたしまして、当委員会の取組を紹介させていただきました。

また、その翌日には、EUの日本政府代表部におきまして、在欧州の日系企業向けの説明会を開催いたしまして、日EUの個人データ相互移転の当委員会の取組について説明を行いました。

企業からは、GDPRの対応を、自分の問題として捉え、非常に丁寧に取り組んでいる姿勢が窺えましたけれども、引き続き、日系企業に対して情報発信をしていく必要性を感じました。

終了後に、説明会を開いたことについて謝意がございましたが、日系企業に対しては東京の本社も含めて更なる情報発信に努めていくべきだと改めて思いました。

以上でございます。

○熊澤委員長代理 どうもありがとうございます。

ただいまの御報告、御発言について、御質問・御意見はございますか。よろしいですか。

専門委員の方々の精力的な情報収集・調査及び対外的な情報発信活動に改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

信頼性が確保されたデータフリーフローに向けた国際的な枠組みを我が国が主導して構築していくに当たり、当委員会と海外個人データ保護当局等との連携は、ますます重要度を増しております。

そのため、各専門委員におかれましては、各々の知見を生かした積極的な海外動向の把握及び相互理解の醸成に、より一層御尽力いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○熊澤委員長代理 それでは、本日は、専門委員の方々の御出席、御報告ありがとうございました。専門委員の皆様は、どうぞ、御退出ください。

(専門委員 退室)

○熊澤委員長代理 それでは、続きまして、議題2「オプトアウト届出事業者に関する調査結果と今後の対応」について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2に基づき、御説明申し上げます。

まず、パワーポイントの資料になりますので、タブレットを横にいただければと思います。

それでは、資料2に基づき、「オプトアウト届出事業者に関する調査結果と今後の対応」について御報告いたします。

まず、実態調査の概要について御説明申し上げます。

調査の背景ですが、昨今、特殊詐欺犯罪グループが、いわゆる名簿等販売事業者から入

手した名簿をもとに被害者へ電話をしたという報道等があったことから、オプトアウト届出事業者が取り扱う名簿商品について把握するため、平成31年3月31日時点の全届出事業者158先を対象に、実態調査を行ったものです。

調査は、4月中旬に調査票を郵送し返送を受ける形で実施し、名簿商品の名称や、データ項目の属性、名簿等個人データの取得時期及び取得元について調査いたしました。全158先中128先から回答を得ております。

続きまして、実態調査の結果について御報告申し上げます。

届出事業者が保有する商品の合計は、商品数が約3万3,000商品ございましたが、そのうちの約9割の約3万件については、商品の保有数が多い上位3先の届出事業者に集中していることがわかりました。

名簿商品の属性については、主に同窓会、職業別、年齢別といった幾つかの分類に分けられました。

なお、回答があった128先中、高齢者に関する名簿は24先、所有資産に関する名簿は41先ございました。

一方で、犯罪被害者名簿のような要配慮個人情報を、名簿等として扱っているという報告はございませんでした。

続きまして、調査により明らかになった3万3,000件の商品に関する取得時期と取得元について確認したところ、28,944件、約3万件弱の商品について、第三者提供に係る記録の作成等を義務づけた改正個人情報保護法の施行前に取得されており、取得元が不明となっております。

また、取得先の内訳ですが、取得元が判明している商品においても、多くが同業の届出事業者やその他の個人、事業者から取得していることがわかっております。

名簿自体がさまざまな情報を組み合わせてつくられていることが多く、ほとんどの事業者において名簿の内容をデータベース化したり、他の情報と組み合わせながら販売していることが調査により判明しております。

このように、流通する名簿等商品の8割以上が取得先不明であること、また、取得先が判明している名簿等商品においても、その多くが他の届出事業者から取得されていること、また、多くの届出事業者が他の情報と紐づけや組合わせを行って情報を販売しており、本人が提供した覚えのない形で名簿等商品が流通していることを勘案すると、本人が、第三者提供後の用途を考慮しオプトアウトの手続をとる上で、名簿の商品名といった必要十分な具体性のある内容が提供されているかといった点で、懸念があると考えております。

こうした問題への対応として、オプトアウト届出の際に法律で求めている事項である「第三者への提供を利用目的とすること」及び「第三者に提供される個人データの項目」について、住所、氏名等の要素とともに、年齢別や同窓会といった用途の推定に資するカテゴリーに関する説明を含めることを徹底してはどうかと考えております。

以上で報告を終わります。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの報告について、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 御説明、どうもありがとうございました。

今の御説明の中で、改正個人情報保護法施行以降に取得された名簿等商品に取得元が不明であるものが14件ございます。こういったことでありますと、改正個人情報保護法に規定する確認、義務の履行が遵守されているかどうかということになりますので、これが今後遵守されるように、的確な監督を行う必要があるのではないかと考えております。

また、アンケートの実態調査の中で、未回答先が30先ございますが、これについてもさらに確認をいただければと思っています。

以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

○事務局 今、御発言いただきましたように、未回答先が30先ございます。ここに付きましては、所在や状況の確認について報告を求めるなど、対応を進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

藤原委員、どうぞ。

○藤原委員 今回の調査で、取得時期が改正法の施行前であるものがほとんどでありますけれども、適正取得が確認できないものが多く存在しているということです。もはやデータの正確性が担保されない情報も多いと思われましても、このような名簿等の商品が流通すること自体に問題があると考えます。

現行法のオプトアウトによる第三者提供の仕組みというものの趣旨は、第三者提供の対象となる個人情報の内容を当該情報に係る本人が知り、オプトアウト手続を経て望まない第三者提供を回避することを企図しているものです。

しかしながら、個人情報保護法改正前から消費者サイドからは、入手元等の情報の流れがそもそもわからないのに、オプトアウト手続が機能するはずがないという厳しい意見があったところです。そのために、情報の流過程のトレーサビリティを高めるあるいは少しでも透明化を図るという意図で、確認義務等が導入されたところです。

しかしながら、それにもかかわらず、現行法の枠組みで本人がオプトアウト手続をとるにあたり懸念があるということであれば、本日、事務局から御説明のあった対応策に加え、3年後見直しにおいても本調査を踏まえて、より実効性のある枠組み、更には、執行に漏れのない枠組みを検討していくことが重要ではないかと考えます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

オプトアウト届出事業者による名簿の販売に対しては消費者の関心も集まっているところ
です。御報告いただいた内容及び本委員会での議論を踏まえ、事務局において引き続き
検討してください。よろしくお願いします。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろ
しいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊澤委員長代理 それでは、そのように取り扱います。